

12. 地域行動計画策定の手引き(案)

地域行動計画策定の手引き（案）

平成15年 月

財団法人 こども未来財団

地域行動計画策定の手引き（案）

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づく市町村行動計画及び同第9条第1項に基づく都道府県行動計画については、「地域行動計画策定に当たっての留意事項」（平成15年8月〇〇日付雇児発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、各地方自治体が、現状の分析、ニーズ調査やそれに基づく具体的な目標事業量の設定等を行いつつ、策定作業を進めるべきものとされており、その具体的な方法等については、各地方自治体においてそれぞれ判断されることとなるが、その参考として、行動計画策定の手順等に関する手引きを作成したので御活用願いたい。

< 目 次 >

I 現状分析	1
1 分析の対象	2
2 分析項目	3
II 人口推計	5
1 基本的な考え方	6
2 住民基本台帳の実績人口データに基づく推計	9
3 国勢調査の実績人口データに基づく推計	15
III 事業目標の設定	23
1 目標設定の指標例	24
2 定量的目標の設定方法	26
IV ニーズ調査	55
1 ニーズ調査の実施方法	56
2 ニーズ調査項目	58
3 目標事業量設定のためのモデル調査票	59
4 モデル調査票に必要な応じて加えるべき項目	81

I 現状分析

1 分析の対象

地域の特徴、ニーズ及びサービス供給基盤に関する自治体の特性を把握する。その際、必要に応じて当該都道府県内の他市町村との比較等を通じ、客観的・相対的に把握するように努める必要がある。

(1) 少子化の動向

少子化の動向について、婚姻・出産状況に係る既存の統計資料を分析し、近年の推移及び当該自治体の特徴を把握する。

(2) 家族や地域の状況

世帯構成や就労状況等の家族の状況、地域社会の状況等を把握し、当該地域における子どもの育成基盤としての家族・地域の実情を分析する。

(3) 子どもの状況と子育ての実態

子どもの居場所や子育ての実態及び子育てをめぐる保護者の意識等を分析し、子育て支援に関するサービスについてのニーズの背景を分析する。

(4) これまでの施策動向

これまでの少子化対策や子育て支援施策の動向を整理し、その成果や改善すべき課題を分析する。

(5) 子育て支援サービスの提供と利用の動向

子育て支援に関する各種サービスの提供や利用の動向について把握する。

2 分析項目

参考として以下に主な分析項目として考えられる事項を示す。分析の項目や視点等は、それぞれの地域の実情に応じて追加・取捨選択されたい。

分析項目	主な資料	分析の視点・留意点
ア 少子化の動向 <ul style="list-style-type: none"> ●人口の推移 <ul style="list-style-type: none"> ・総人口 ・児童人口、年齢3区分別人口 ●出生の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・出生数 ・合計特殊出生率 ●婚姻の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻・離婚率 ・平均初婚年齢 ●晩産化、少産化の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・母親の年齢階級別出生率 ・世帯あたり子ども数 ●人口・児童数の将来予測 	国勢調査 住民基本台帳 人口動態統計 人口動態統計 人口動態統計 国勢調査 人口推計結果	都道府県内の他市町村との比較も含めて、当該自治体の特性の把握に努める。
イ 家族や地域の状況 <ul style="list-style-type: none"> ●世帯の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯数 ・平均世帯人員、世帯構成 ・18歳未満の児童のいる世帯数 ●就労状況 <ul style="list-style-type: none"> ・男女別就業率 ・女性の年齢別就業率 ・就業形態、就業時間等 ●産業・雇用の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・産業別就業者数 ・主要産業、主要な就労の場 ●地域の特性 <ul style="list-style-type: none"> ・地勢（サービス等利用への影響） ・社会的移動の見込み ・昼夜間人口比率 ・地域活動組織の状況 	国勢調査 住民基本台帳 国勢調査 就業構造基本調査 ニーズ調査 事業所・企業統計調査 人口動態統計 住民基本台帳 行政資料等	少子化の背景、子育て支援ニーズの背景として、家族や地域の状況を分析する。他市町村との比較も含めて、当該自治体の特徴の把握に努める。
ウ 子どもの状況と子育ての実態 <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの心身の発育・発達の状況 ●子どもの年齢別・主要時間帯別の居場所 ●子育ての実態 <ul style="list-style-type: none"> ・主な保護者の状況 ・子育てに関する相談相手等 ・育児休業の取得率、その他就労支援制度の活用状況 	行政資料 ニーズ調査 ニーズ調査 ニーズ調査 行政資料	どのような支援策が必要となるかを検討するための基礎資料とする。

分析項目	主な資料	分析の視点・留意点
<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する保護者の意識 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て不安、子育ての負担感 ・子育て支援に関する要望等 ●子ども・子育てをめぐる問題の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待認知件数 ・いじめ、不登校、少年非行等の状況 ・子どもの犯罪・事故等の被害件数 	<p>ニーズ調査</p> <p>行政資料</p>	
<p>エ これまでの施策動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ●少子化対策・子育て支援に関する自治体の施策方針、主要施策 ●児童育成計画（地方版エンゼルプラン）、母子保健計画の推進状況・成果 	<p>行政資料</p> <p>行政資料</p>	<p>少子化や子育て支援に関する施策動向を整理し、これまでの成果と改善すべき課題を分析する。</p>
<p>オ 子育て支援サービスの提供と利用の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育サービス等の提供状況とニーズ動向 <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所の状況 (定員、入所児童数、待機児数、特別保育等の実施状況等) ・幼稚園の状況 (園児数、預かり保育の実施状況、子育て支援活動の状況等) ・一時預かり型保育サービスの実施状況とニーズ (一時保育、特定保育、乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)、ショートステイ、トワイライトステイ等) ・放課後児童クラブの状況 (クラブ数、実施場所、在籍者数) ・認可外保育サービスの状況 (認証・認定の保育施設、家庭福祉員、事業所内保育施設、その他認可外保育施設、ベビーシッター等) ●地域における子育て支援の基盤整備の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター ・つどいの広場事業 ・児童館 ・子育てサロン ・子育てに関する活動を行う NPO、ボランティアや自主グループ等 ●学校・地域の教育環境の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員制度の活用状況 ・週末等の学校開放の状況 ・家庭教育に関する学級・講座の実施状況 ・子育てサポーターの配置状況 ・自然体験や社会体験等体験活動の実施状況 	<p>行政資料</p> <p>ニーズ調査</p> <p>行政資料</p> <p>ニーズ調査</p>	<p>計画に盛り込む予定の主たる事業等について、提供基盤の整備状況、利用実績等を把握し、併せてニーズ動向を分析する。</p>

II 人口推計

1 基本的な考え方

(1) 人口推計の目的と留意点

行動計画は、平成 17～21 年度を計画期間とし、児童数に基づいて推計ニーズ量を算出する事業があることから、この期間における将来人口の推計を必要とする。今回の人口推計においては、以下の点に留意するものとする。

ア 人口推計の期間および時点

将来人口は、計画期間である平成 17～21 年度の各年度の値を推計する。

就学児を対象とした事業があることに鑑み、学齢基準日である 4 月 1 日時点での将来人口を推計することが望ましい。

イ 推計する人口の年齢区分

行動計画では児童を年齢別に対象とする事業が多く扱われることに鑑み、少なくとも 0～11 歳（小学生以下）、できれば 0～17 歳（児童福祉法が定義する「児童」）については、各年齢別かつ男女別に将来人口を推計する。

18 歳以上の将来人口についても、出生数を推計する際に 15～49 歳の女性人口及び「婦人子ども比」（詳細は後述）を利用するため、少なくとも 5 歳階級別かつ男女別に推計する。

50 歳以上の将来人口の推計は必須ではないが、総人口に占める児童人口の比率などを計算する場合に備え、全年齢層について男女別の将来人口を推計することが望ましい。

(2) 推計に使用する実績人口データ

行動計画のための人口推計は、住民基本台帳もしくは国勢調査の何れかに拠る実績人口データに基づいて行う。これら 2 種類のデータソースには、それぞれ以下のような特徴があり、これらを比較検討して使用するデータを定める。

ア 住民基本台帳

住民基本台帳は、毎月ないし年数回の時点（通常は月初又は月末）における人口データを採ることができる。そのため、直近のデータが使用可能で、かつ推計時点として望ましい 4 月 1 日時点の実績（月末が時点の場合は 3 月 31 日時点の実績で代用）を使用して推計を行うことができる。

なお、市町村によっては必ずしもデータが各年齢別に整理されていないため、準備作業として各年齢別のデータ整理が必要となる場合がある。

また、外国人人口が含まれていないため、外国人登録のデータを併せて利用することが望ましい。住民基本台帳のデータと外国人登録のデータを合算する場合、原則として時点や年齢区分を同じくしなければならない。

イ 国勢調査

国勢調査の人口データは、全市町村で各年齢別に整理されており、また外国人人口も含んでいる。

ただし、調査頻度が5年に1回のため、5年おきの10月1日時点のデータしか存在しない。近年の調査は平成7年と12年であり、今回の人口推計で国勢調査のデータを用いる場合は、主にこの2ヶ年のデータを使用することになる。

以上の各データソースの特徴を整理すると、下表のとおりである。

	住民基本台帳	国勢調査
データの頻度	毎月ないし年数回	5年毎（近年は平成7年、12年）
データの時点	各月初あるいは各月末	10月1日時点のみ
データの整理状況	各年齢別のデータ整理状況は市町村によって異なる	全市町村で各年齢別データが存在
外国人人口の扱い	含まない	含む

（3）人口推計の方法

今回の推計で推奨される方法としては、「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類がある。

ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、平成14年4月2日～15年4月1日生まれのコーホートは、平成17年4月1日時点で満2歳、平成21年4月1日時点で満6歳となり、平成21年度の小学1年生となる人々の集団である。

ア コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

イ コーホート要因法

「コーホート要因法」とは、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法である。

推計の基礎となる過去の実績人口に特殊な変動があったか、推計対象期間内の将来人口に特殊な変動が予想されるため、過去の実績に基づく変化率が将来人口の推計に適さないと思われる場合、この方法を用いることが推奨される。

今回のように比較的近い将来の人口を推計する場合、特殊な人口変動は、例えばニュータウン開発や鉄道新設による大規模な人口流入のように、転出入を要因とするものにほぼ限られる（死亡率や出生率は短期間に大きくは変動しない。）。従って、将来値を任意に仮定するのは純移動要因だけとなる。